

写

政 調 第 6 3 5 号

平 成 3 0 年 3 月 2 日

蓮田市監査委員 内田 薫 様

蓮田市監査委員 山口 京子 様

蓮田市長 中 野 和 信

平成28年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書の
意見等への対応状況について（通知）

このことについて、別紙のとおり通知いたします。

● 平成28年度蓮田市決算審査意見書及び行政監査結果報告書の意見等への対応状況について

平成28年度 一般会計・特別会計決算審査意見書及び行政監査結果報告書				
ページ	項目	提言要望事項	対応の状況	所管課
62 ページ	第7むすび 第2 提言要望事項 1. 未登記物件への対応について	未登記物件については、平成20年度決算審査時において、未登記物件は90筆であり、その対応と対策を指摘したところである。平成28年度末で再確認したところ、未登記物件は69筆となっていた。それらは昭和25年度からの道路改良事業、融資単独土地改良事業、新農業構造改善事業、農道整備事業及びかんがい排水事業によるものであり、面積は1.53㎡から最大198.00㎡で合計1,515.44㎡であった。 そのうち、買収地不明が3筆で35.67㎡などもあり、未登記物件に対する対応としては相続発生に伴う相続人の確認の他、現状調査、書類の洗い出し、協議の必要などにより対応する方針となっていた。 市有財産は市民全体の財産であり、併せて、この問題は時間が経てば経つほど難易度は高くなる事例である。以上のことから、再度、早急かつ適切で、遺漏の無い解消を要望する。	現在残っている過年度の未登記物件については、かなりの年数を経過しているものがほとんどであるため、承諾者や印鑑証明、相続証明書等の必要書類や測量図等の図面など、必要な書類を改めて調査し、不足している書類を整理した未登記整理カードを作成しているところでございます。 また、解決に向けては事業担当課である道路課や農政課の協力が不可欠であり、添付書類の確認などの情報共有を図るため、関係各課との連携を強化し、できる限り早期の処理を目指してまいります。	庶務課
62 ページ	第7むすび 第2 提言要望事項 2. 工事発注後の変更契約の締結について	「道路新設改良費」の「生活道路改良重点整備事業」において、調査測量委託費は契約金総額22,659,480円で、契約件数9件のうち、3件で変更契約を締結していた。 また、道路改良事業費は契約金総額255,825,000円で、契約件数30件のうち、16件で変更契約を締結していた。 同じく「道路新設改良費」の「歩道等整備事業」では調査測量委託費は契約件数2件、契約金額は7,423,920円であったが、このうち1件で変更契約を締結していた。 以上のように、「道路新設改良費」では委託料11件中4件(36.4%)、また工事請負費30件中16件(53.3%)という半数以上が変更契約を締結していた。 工事や業務委託の発注の際には、詳細な設計と現場確認による現状把握により、適正な工事発注を要望する。	事業発注前に、現場状況等を確認し、委託設計、工事設計に取り組んでおりましたが、発注後、現地に入り数量に増減が生じたことにより、変更が発生したものでございます。 今後は、設計前の現場状況等をより調査し、詳細な設計を基に適正な工事発注に努めてまいります。	道路課
63 ページ	第7むすび 第2 提言要望事項 3. 「草苦情処理簿」への記載、及びその活用について	快適な生活環境の保全のため、市民からの様々な苦情を受け付け、関係人や関係部署への連絡等により対応している。その際、苦情内容を進行管理するために、受付日、苦情内容、処理・対応内容などを記載する「草苦情処理簿」を使用している。 平成28年度の実績を確認したところ、苦情の受付日が前後したり、最終的な「処理内容」欄の対応内容が記載されていない箇所が見受けられた。 今後は、市民からの苦情に対しては、その貴重な情報を正確・適切に把握・管理し、早急な対応を行なう為にも、処理状況を明確に記載し処理することを要望する。	「草苦情処理簿」については、入力方法等を再確認し、正確・適切に処理できるよう管理を徹底しました。 今後も、「草苦情処理簿」を有効に活用し、市民からの相談に対し適切に対応できるよう努めてまいります。	みどり環境課
63 ページ	第7むすび 第2 提言要望事項 4. 工事に伴う材料検査について	工事施工に伴う材料検査についてヒアリングを行った結果、次のとおりであった。 (1) (仮称)蓮田市新設保育園建設工事(現みぬま保育園) この工事は、平成27年11月18日に工事請負契約が締結され、同日から平成28年7月29日までを工期とする継続事業で、建築指導課に執行委任されたものである。 工事発注後、使用するエレベーター(本体)の製品検査の為、監督職員1名が滋賀県にある工場において検査を実施していた。 (2) 国指定史跡黒浜貝塚第2期整備工事 この工事は、平成28年6月3日に工事請負契約が締結され、同日から平成29年3月17日までを工期とする工事であった。黒浜貝塚内に設置する「橋」の材料について、当初予定していた材料を変更した為に材料検査を行う必要が生じたが、監督職員は蓮田市建設工事請負契約約款の第13条第2項の規定に基づく材料検査を行わず、当該工事の受注業者に一任し、施工していた。 以上のことから、工事施工に当たって、材料検査の必要がある場合は不信感を招くことのないよう、監督職員が複数人により検査を行い、施工すべきである。	工事施工に伴う材料検査において、出張により実施する場合は検査の透明性を確保するため、監督職員を含む複数の職員で対応してまいります。 平成28年度は、黒浜貝塚現地において材料検査を行いました。平成29年度は、平成30年1月16日に監督職員及び工事検査職員の複数で工場に赴き、橋の材料に関して荷重に対する検査を実施いたしました。	建築指導課 社会教育課
63 ページ	第7むすび 第2 提言要望事項 5. 工事の適正発注について	建設工事の発注に際しては、「蓮田市建設工事指名業者選定基準」に基づき、指名業者の選定が行われている。担当課から提出された「契約に関する説明資料」を審査したところ、D級の土木工事の発注基準に、A級やB級に格付されている業者が指名業者に選定され、A級に格付された業者が受注していた事例が見受けられた。 指名業者の選定業務に際しては、当該選定基準に則り、適正に執行すべきと考える。	入札・契約制度について入札及び契約制度検討委員会で検討を行い、業者選定基準の見直しや一般競争入札及び電子入札の拡大等の方針が出されました。この方針に基づき、平成30年1月に関係規則等や契約実務マニュアルの改正を行っております。新制度の周知徹底を図るため、全職員を対象に平成29年12月に説明会を実施するとともに、運用について指導を行っております。 工事の確実な履行を図るため、ご指摘のような案件がありました。指名業者の選定につきましては、入札・契約制度の改革により、「蓮田市建設工事指名業者選定基準」の見直しが行われました。新しい選定基準に則り適切な執行に努めております。	契約検査課 農政課 道路課 建築指導課 下水道課
64 ページ	第7むすび 第2 提言要望事項 6. 工事の適正発注について	担当課において、入札や見積り合わせによる受注業者の決定後、直ちに契約を締結せず、10日以上経過後に契約を締結していた事例が見受けられた。 「契約実務マニュアル」の標準業務日数によれば、随意契約では見積り合わせ執行後3日以内に、また、指名競争入札や一般競争入札では入札執行後7日以内と規定されていることから、契約締結に際しては「契約実務マニュアル」に基づいた手続きにより事務執行がされるよう要望する。	蓮田市建設工事等競争入札参加者心得及び蓮田市競争入札執行要領により、「落札決定通知が落札者に到着した日から7日以内に契約しなければなりません」と規定しております。さらに蓮田市契約規則を平成30年1月に改正し、同様の規定を設けております。契約制度の改正については、平成29年12月に全職員を対象に説明会を実施し、周知徹底を図っております。 契約締結に際しては発注時期・契約期間を見直し、「契約実務マニュアル」に基づいた事務の執行についてより慎重的な事務を行っております。	契約検査課 社会教育課

平成28年度 水道事業会計決算審査意見書及び行政監査結果報告書				
ページ	項目	提言要望事項	対応の状況	所管課
88 ページ	第6むすび 1. 有収率の改善について	浄水場から各水道利用者へ送られた配水量698万216m ³ に対し、実際に利用者が水道水として使用した水量となる有収水量は607万9,220m ³ であった。今年度の有収率(有収水量÷配水量)は87.1%で、近年の状況では、平成24年度は89.2%、平成25年度は90.9%、平成26年度は91.3%、平成27年度は91.4%と年々上昇していたが、前年度対比で4.3ポイントの低下となった。今年度においても漏水発生率の高い市街地を中心に漏水調査を実施したとのことであるが、漏水箇所発見件数は前年度の54件に対して今年度は38件と減少している。有収率の低下は漏水に起因する可能性が高いと考えられるため、漏水調査の強化も含めた取り組みを早急に検討し、漏水の早期発見、迅速な修繕工事等の実施による有収率の改善に努めることを要望する。	漏水調査を行いながら、漏水の早期発見および迅速な修繕工事の実施に努めてきたところであり、平成29年度は調査業務の中で44件の漏水を発見し、その全てについて早期修繕を行うことができました。今後は調査区域や調査手法も含めた再検討をするとともに、引き続き原因の調査分析を進めてまいります。また、老朽管の更新作業は漏水が最も多い給水装置も併せて更新するため、有収率改善の観点からも積極的に取り組んでいきたいと考えております。	水道課
88 ページ	第6むすび 2. 老朽管の更新整備について	今年度は浄水場内老朽管更新工事と、緑町及び大字黒浜地内の市道1号線において173mの老朽管更新工事が実施された。現在の水道管の総延長は289.3km、そのうち老朽管は92.6kmとなっており、27年度は75.3kmであったことから、17.3km増加している。このことは、水道水の安定供給に影響が生じる可能性があること、また、配水管等の老朽化は漏水を引き起こす可能性があり有収率の低下の要因にもなることから、早急に老朽管の更新整備に取り組むことを要望する。	当市の水道事業は創設から50年以上の年月が経過しており、様々な施設が老朽化の問題を抱えております。ご提言のとおり、道路に埋設されている水道管は特に老朽化が進んでおり、老朽化の状況や更新作業の重要性は職員一同十分認識しております。老朽管の更新整備につきましては、平成30年度から重要管路の更新事業に着手する予定となっております。各々の水道管に更新順位を定め、優先順位の高い浄水場近辺に埋設されている大口径管から更新作業を進めていきたいと考えております。現在は、工事実施に向けた測量・試掘業務や詳細設計業務を進めております。	水道課
89 ページ	第6むすび 3. 水道事業会計経営状況について	今年度の水道事業収益は11億451万円で、前年度対比2,025万円減額、一方の水道事業費用は10億4,315万円で、前年度対比3,033万円減額となっていることから、当年度純利益は6,136万円で前年度対比1,007万円増額となった。しかしながら、給水収益については、9億6,825万円で前年度対比549万円減額となっており、この減額は営業収益全体として、給水加入金259万円、他会計負担金113万円、及びその他雑収益172万円の増額により補われている。今後も更なる経営効率化を図り、純利益の確保に努めていくことを要望する。	水道事業費用を賄うための収益を、給水収益以外の臨時的な収益に依存することは、水道事業の安定的な経営を行ううえでは好ましくありません。また、今後進めていく管路更新事業によって資本費は更に増大していきます。これらのことから、水道事業では平成29年10月1日から使用料金の改定を行いました。これによって、水道事業費用を給水収益で賄えるような改善が見込めますが、今後も更なる経営の効率化を図りながら、純利益を確保し、安定的な経営を持続していきたいと考えております。	水道課
89 ページ	第6むすび 4. 「持続可能な事業経営」の取り組みについて	今年度の給水収益を有収水量で割った供給単価は1m ³ あたり159.3円、新会計制度による経常費用から長期前受金戻入を差し引いた金額を有収水量で割った給水原価は1m ³ あたり163.0円で3.7円の逆ザヤになっている。一方、27年度の供給単価は1m ³ あたり159.3円、新会計制度で算出した給水原価は1m ³ あたり163.8円であることから4.5円の逆ザヤになっており、27年度に比べ0.8円減少となったが、依然として給水収益以外の収入に依存されている状況となっている。今年度において、水道事業基本計画(水道ビジョン)の基本目標である「持続可能な事業経営」の実現に向けた取り組みとして、料金水準の改定がなされたことは、給水収益の増加が期待され、逆ザヤは解消されていくものと考えられるが、今後も健全な水道事業運営体制の確立に向けて水道事業経営が運営されるよう要望する。	平成27年度に改定した「水道事業基本計画(水道ビジョン)」の実現を目指すため、平成28年度から慎重に検討を重ね、平成29年10月1日から使用料金の見直しを行いました。平均改定率は16%といたしました。これは今後管路更新事業を推進しながらも水道ビジョンの計画期間である平成37年度まで以下の4つの条件を満たすことができるよう算定したものです。 ①収益的収支の損失の発生を防ぐこと。 ②緊急時に対応できるよう一定規模の資金残高を確保すること。 ③逆ザヤを出さないこと。 ④利用者負担を極力抑えること。 今後も経営状況の推移を見極めながら、健全な水道事業運営に努めてまいります。	水道課
89 ページ	第6むすび 5. 不明水対策について	平成27年度からの繰越事業である「27浄水場配水流量計及び老朽管更新工事」が7月に完了したことにより、現時点で考えられる対策を実行したとのことである。水道課によれば工事完了後の水量データを検証した結果は、取水量699万358m ³ に対し浄水場から配水された配水量698万216m ³ を差し引いた水量1万142m ³ から、更に浄水場の施設内や工事の際に使用された水量を差し引くと5,342m ³ の差異となり、これはメーター誤差の範囲内と確認されたことから不明水問題は今年度で一区切りがついたとのことであるが、今後も不明水が増加しないように状況を注視していく必要がある。	浄水場内の不明水対策は、平成22年度から様々な事業を実践し、最終的な対策として実施した配水流量計更新工事が平成28年7月に完了いたしました。工事完了後の各種水量データを検証したところ、浄水場に入ってくる水量と、送り出す水量との差がほぼゼロになり、大変ご心配をお掛けしておりました不明水対策事業を完了することが出来ました。今後も継続的に水量データのチェックを行い、不明水量が増加しないよう適切な水運用に努めてまいりたいと考えております。	水道課